

# 仕様書

## 1. 件名

令和5年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成プラットフォーム運営事業）

## 2. 背景・目的

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」を実現すべく、地域の企業・産業のDXを加速させるため、経済産業省では、必要なデジタル人材を育成・確保するためのプラットフォームを構築するとともに、デジタルスキル標準を整備したところ。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、デジタル化は不可逆的に進展している中で、各国では非接触・リモート社会の構築に向けて、デジタル投資が加速しており、デジタル技術の活用が企業・産業の競争力に直結する。地域企業・産業が、こうした動きに取り残されることなく、生産性を向上し、付加価値を生み出していくためには、デジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））を実行していくことが不可欠である。

一方、地域の企業・産業のDXの担い手となるデジタル人材の育成については、民間の取組が徐々に進んでいるものの、DXの進展に伴うデジタル人材需要の高まりに追いついていない状態であり、学び直し（リカレント教育）による職種転換への期待も高まっている。デジタル人材は都市部やIT企業に偏在している状況であり、特に地域のユーザー企業においては人材獲得が困難な状況にあることから、デジタル人材の育成・確保は喫緊の課題である。

本事業では、地域の企業・産業のDXを推進させるために必要なデジタル人材を育成・確保するデジタル人材育成プラットフォーム<sup>※</sup>を運営するため、以下の事業内容を実施する。

### （※）デジタル人材育成プラットフォーム

デジタル人材育成プラットフォームの全体像は以下のとおり。

#### デジタル人材育成プラットフォームの概要

<p>③地域企業と協働したオンライン研修プログラムの実施</p> <p>➤ 地域の現状や企業経営に対する理解力を有し、実践的なデジタル実装能力を持つデジタル人材の育成・確保を目指し、以下②のケーススタディ教育プログラム等を通じて一定のスキルを身につけた人材が地域企業とマッチング・協働し、実際の企業の課題解決にチームで取り組むオンライン研修プログラムを実施。</p>
<p>②企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラムの実施</p> <p>➤ ③のオンライン研修プログラム参画の前段階として、データ付きのケーススタディ教材を用いて、架空の企業へのデジタル技術導入を一気通貫で疑似体験するオンライン教育プログラムを実施。</p>
<p>① オンライン教育ポータルサイト「マナビDX」(<a href="https://manabi-dx.ipa.go.jp/">https://manabi-dx.ipa.go.jp/</a>) の運営</p> <p>➤ デジタル人材に求められるスキルを自ら学べるよう、民間事業者等と連携し、スキル標準に対応した教育コンテンツを掲載するほか、上記の各プログラムを紹介。</p>

### 3. 事業内容

#### (1) 企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラムの実施

##### ① 実践的なケーススタディ教育プログラムの参加者および修了者

- ・ ケーススタディ教育プログラムの参加者は、学生（大学生、高専生、専門学校生等）や、社会人（企業内人材、地域金融機関等に所属する地域企業の支援を行う人材、行政職員、フリーランス等）から集めるものとする。なお、経済産業省と協議の上、クリエイティブ（情報発信のためのリーフレット等）の作成、情報発信を実施し、広く参加者を集めること。
- ・ ケーススタディ教育プログラムの参加にあたり、参加者があらかじめ身に付けておくべきスキル・マインド等については、オンライン教育ポータルサイトに掲載されている教育コンテンツを元に検討・整理し、経済産業省と協議の上、決定すること。
- ・ ケーススタディ教育プログラムを通じ、企業の課題解決に必要なスキル等を身に付けた人材を1, 800人以上確保することを目指すこと。
- ・ ケーススタディ教育プログラムの修了者には、オープンバッジ等の修了証を発行することとし、発行物の詳細等は経済産業省と協議の上、決定すること。

##### ② ケーススタディ教材の活用・プログラムの設計

- ・ ケーススタディ教育プログラムについては、事業開始後提供するケーススタディ教材を活用し、効率的かつ効果的な方法で実施すること。
- ・ ケーススタディ教材については、経済産業省と協議の上、DX推進スキル標準<sup>\*</sup>を元に両者の関係性を検討・整理すること。
- ・ ケーススタディ教材については、前年度の教材に加え、DX実現のための組織変革や新規ビジネス創出について重要な考え方や留意点が学べるようプログラムを設計すること。詳細は経済産業省と協議の上、決定すること。

(※) DX推進スキル標準については以下を参照すること。

「デジタルスキル標準」をとりまとめました！（経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221221002/20221221002.html>

デジタルスキル標準（DSS）（IPA）

<https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/index.html>

##### ③ コミュニティ形成による学びあいの促進

- ・ 講師を置かず、参加者同士が互いにアイデアを試し、学びあいながら、一人一人がそれぞれの体験として企業の課題解決方法を身に付けられるようコミュニティを形成し、プログラムを実施すること。
- ・ 参加者同士で形成されるコミュニティのためのオンライン学習環境を用意すること。
- ・ コミュニティ形成の詳細設計にあたっては、過去に経済産業省が実施した類似事業の報告書等を参考にし、経済産業省と協議の上、決定すること。
- ・ コミュニティ形成開始後においても、経済産業省と協議の上、必要な仕組みの提案や改善を実施すること。
- ・ コミュニティ形成の詳細設計内容をコミュニティ形成マニュアルとしてまとめ、概要版および詳細版を作成すること。

## (2) デジタル技術を活用し地域企業と協働したオンライン研修プログラムの実施

### ① オンライン研修プログラムの参加者および修了者

- ・ オンライン研修プログラムの参加者は、(1)におけるケーススタディ教育プログラム修了者のほか、同等のスキル等を身に付けた人材も含めるものとし、具体的な対象範囲については、経済産業省と協議の上、決定すること。
- ・ オンライン研修プログラムを通じ、企業のDXを進められる人材を260人以上育成することを目指すこと。
- ・ オンライン研修プログラムの修了者には、オープンバッジ等の修了証を発行することとし、発行物の詳細等は経済産業省と協議の上、決定すること。

### ② 令和5年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成における地域ハブ機能実証事業）の受託事業者との連携

- ・ オンライン研修プログラムにおいて、デジタル人材とマッチングする参加企業については、令和5年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成における地域ハブ機能実証事業）の受託事業者（全国10者程度、具体的には各地域の支援機関・地域団体・金融機関・コンサル会社等を想定。以下「地域ハブ団体」という。）と連携して発掘を実施するため、「地域ハブ団体」に対して、オンライン研修プログラムの案件組成を実施するにあたって必要な情報の項目及びヒアリングシート<sup>\*1</sup>を提供すること。
- ・ また、「地域ハブ団体」が上記を活用して集めた地域の参加候補企業<sup>\*2</sup>について、必要に応じて評価・改善点の示唆出しを行い、ヒアリング結果等を基に、案件（参加企業）としての参加確定の判断を行うこと。

(※1) ヒアリングシートに記載するヒアリング項目のイメージ

## 参加候補企業に対する案件組成の実施イメージ

- ・ オンライン研修プログラムの案件組成にあたっては、デジタル人材育成プラットフォーム運営事業者（事務局）から提供するヒアリングシートに沿って、参加候補企業へのヒアリング協議・コンサルティングを実施。具体的な内容としては、以下を想定。

事業概要の説明を実施の上、参加候補企業ごとに、以下の項目についてのヒアリング/協議・コンサルティングを実施（想定）

①企業概要・状況	②協働参加に向けた体制・理解	③協働を実施したい案件の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>● 企業概要<ul style="list-style-type: none"><li>・ 企業名</li><li>・ 事業概要</li><li>・ 業種</li><li>・ 社員数</li><li>・ 所在地 等</li></ul></li><li>● 企業の状況、DX推進に対する“やる気”</li><li>● DXに対する理解度/リテラシー</li><li>● 自社の経営課題の特定/業務プロセスの整理の可否</li><li>● ITシステム導入状況/デジタル化状況</li><li>● 今後DX変革により実現したいビジョン</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 企業側の実施体制<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営陣の巻き込みの有無</li><li>・ 環境（ミーティングは原則オンラインを想定）</li><li>・ 参加可能期間（約2か月の期間中は、週1時間程度の打ち合わせ時間の確保が必要）</li><li>・ 打ち合わせ可能日時（平日夜/土日を想定）</li></ul></li><li>● オンライン研修プログラムへの理解</li><li>● デジタル人材と参加企業の「お互いの学び」が目的であることへの理解</li><li>● 各種の許諾/留意事項</li><li>● 成果公開の可否、データ・テーマの教育用途での利用許諾</li><li>● その他、留意すべき事項</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 実施フェーズ （1.デジタル化構想・設計段階/2.デジタル化設計・検証段階/3.DX構想段階のいずれか）</li><li>● DXを検討したい業務領域/活用可能なデータの有無</li><li>● 想定されるプロジェクトのゴール</li></ul> <p>※案件の内容と2か月間のオンライン研修プログラムで取り組むゴールについては、企業側に対して、DX意識の醸成/課題発掘を含めた、協議・コンサルティングを実施</p>

(※2) 参加候補企業のイメージは、以下のとおり。

## オンライン研修プログラムにおける参加候補企業・デジタル人材のイメージ

- ・ オンライン研修プログラムにおいては デジタル化の状況を問わず **最終的にDXを目指す企業を対象**とする。
- ・ 具体的には以下、3つの段階にある企業を想定し、デジタル人材と2か月間検討を進める

本事業において 採掘の対象となる 企業課題 (想定)	企業のDXの状態		2か月間で取り組むことイメージ
	デジタル化構想・設計	DXへの取組み意欲が高い。何からどう進めるべきかを検討し、具体的なアクションに移していきたい。	<b>DXへの意識醸成支援 DXの推進計画の策定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現状把握・課題特定</li> <li>●打ち手の検討</li> <li>●DX導入・展開計画の策定</li> </ul>
	デジタル化設計・検証	構想/テーマが決まっており、データがゼロではない。今後のプロジェクトの具体化(取組み判断)や初期的な検証(PoC)を実施したい。	<b>DX施策具体化・効果検証</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●今後の取組み方針の検討/計画策定</li> <li>●PoCの実施(モデル開発等)</li> <li>●本番実装・運用・展開計画の作成等</li> </ul>
	デジタル化実装・運用段階	モデルやシステムは構築・検証済みであり、実装・運用していきたい。	<b>システムの開発・運用・改善</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●システム実装のための運用環境の構築・整備</li> <li>●既に運用しているシステム・モデルの改善</li> </ul>
	<b>対象外</b> <small>※企業とデジタル人材間の合意があれば、終了後に継続実施も可能</small>		
DX構想	デジタル化の取組みは一定進んでおり、それらを活用した新しいビジネスモデルを創出したい。	<b>新たなビジネスの計画検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新事業アイデアのプレスト/評価</li> <li>●実現までのロードマップの策定</li> </ul>	

オンライン研修プログラムに参加するデジタル人材は以下を想定 (全国の学生、社会人から募集)

- ・ 2層「ケーススタディ教育プログラム」を修了し、企業においてDXを推進する上でベースとなるビジネススキル・デジタルスキルを身につけた人材 (2層の取組内容: 企業課題の整理、課題解決に向けた検討の進め方、意思決定者へのプレゼン資料作成)
- ・ プログラム終了まで辞退/離脱しないことを約束でき、主体的に企業と“協働”する意欲のある人材
- ・ 取組時間の目安として、週に6時間以上の時間の確保が可能な人材

### ③ 企業とデジタル人材の協働の実施

- ・ DX実現に意欲のある参加企業とデジタル人材の双方が、お互いに最適な相手を見つけ、コミュニケーションをとるためのオンライン環境を用意し、DX実現に向けた具体的なやりとりが行われるための工夫を行うこと。
- ・ 参加企業とデジタル人材のマッチングにおいては、企業のDXの状態や案件の内容、デジタル人材のスキルに合わせて最適なマッチングがされるための工夫を行うこと。詳細設計については、経済産業省と協議の上、決定すること。
- ・ 参加企業とデジタル人材の双方の合意および責任のもと、DX実現に向けた検討・トライアル実施等を進めることとし、必要に応じて、情報セキュリティに関する誓約書等の環境整備を補助すること。
- ・ オンライン研修プログラムについては、経済産業省と協議の上、DX推進スキル標準を元に両者の関係性を検討・整理すること。
- ・ 協働を進める上での課題や改善内容を可視化するとともに、地域の企業・産業のDXを加速させるため、DX実現に意欲のある中小企業の発掘方法を含め、より効率的・効果的な事業実施手法を検討し、結果を報告書にまとめること。

### ④ 協働事例の展開に向けた周知・広報等

- ・ 協働に参加したデジタル人材のスキル・マインドや、協働による企業側の費用対効果を可視化するなど、協働事例の成果を定量的な数字とともに整理し、公表可能な形とすること。
- ・ DX実現に意欲のある中小企業とデジタル人材のマッチングを促進する観点から、一定水準以上の課題解決能力を有する人材のコミュニティに対し、企業からアクセスで

きるようにすることとし、詳細設計については、経済産業省と協議の上、決定すること。

- ・ その他、本事業が様々な関係者と相互に利益をもたらす関係性を構築・維持するために必要な内容を、経済産業省と協議の上、実施すること。実施内容には、ブランディング、クリエイティブ（情報発信のための素材）の作成、メディアを通じた情報発信、認知度等の計測等が考えられる。

### （３） 地域ハブ団体の業務の全体管理

- ・ （２）②のとおり、オンライン研修プログラムの案件組成について地域ハブ団体と必要な連携を図ること。
- ・ 案件組成及びオンライン研修プログラムへの伴走支援等に関する地域ハブ団体からの問合せを随時受け付ける体制を構築し、必要に応じて助言をしながら全体管理を実施すること。
- ・ 地域ハブ団体に対して、デジタル人材育成プラットフォームやオンライン研修プログラムの詳細、地域企業に対する説明方法・ノウハウ等、オンライン研修プログラムの案件組成に関する全体向けの説明会を実施すること。（全国 1 ヶ所、原則オンラインを想定。）
- ・ 地域ハブ団体に対して、効果的にオンライン研修プログラムの伴走支援を実施するための説明会や研修を実施すること。原則オンラインを想定し、実施規模等は経済産業省と協議の上、決定すること。
- ・ 地域ハブ団体の業務の全体管理を通じて得られた知見やノウハウ等を今後、地域ハブ団体以外にも展開できるよう取りまとめること。

### （４） 昨年度事業の成果のフォローアップ、修了者コミュニティの活用・運営方法等の検討

- ・ 昨年度事業「マナビDX Quest」（令和４年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成プラットフォーム運営事業））の修了者等及び協働参加企業への成果の広報・フォローアップを実施すること。
- ・ 令和４年度マナビDX Quest修了者、協働先企業へのアンケート（Webアンケートを想定）・ヒアリング、参加者所属企業へのヒアリングを実施するなどし、成果のフォローアップを行うこと。ヒアリング候補及び実施規模等は経済産業省と協議の上、決定すること。
- ・ 上記を元にまとめた広報用の成果物（インタビュー記事等を想定）を作成することとし、成果物の詳細等は経済産業省と協議の上、決定すること。
- ・ AI Quest（前身事業である「AI Quest（２０１９年度 成果報告書 Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AIシステム開発促進事業/AI Quest（課題解決型AI人材育成事業）に関する調査事業、令和元年度戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（中小企業のAI活用促進に関する調査事業）、令和２年度中小企業戦略的情報化等委託費（AI人材連携による中小企業課題解決促進事業））」）修了者コミュニティ及び令和４年度マナビDX Quest修了者コミュニティ、本事業が終了した後の修了者コミュニティの活用・運営方法を検討するこ

と。なお、過去の修了者コミュニティの情報については別途経済産業省から提供する。

(5) デジタル人材育成プラットフォームの評価・改善の仕組み構築、自走化に向けた検討

- ・ オンライン教育ポータルサイトの利用者や教育コンテンツ提供事業者、各プログラム参加者、参加企業をはじめとする当該事業関係者からのフィードバックが得られる仕組みや、それらのフィードバックが(1)～(3)の各事業横断的に反映・改善され続ける仕組みを構築すること。
- ・ 国による予算措置が終了した後も、継続してDXを推進する人材を育成できるよう事業の担い手となりうる企業・大学等との議論・ヒアリングを実施し、自走化に向けた事業の在り方についての検証ポイントや論点を明確にすること。実施規模等は経済産業省と協議の上、決定すること。
- ・ 自走化の担い手として有望な企業・大学等についてはリスト化すること。

4. 事業実施期間及びスケジュール

委託契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

令和5年4月～	契約締結、事業の方向性等調整 (4) 修了者コミュニティ活用・運営方法等の検討
5, 6月	(3) 地域ハブ団体への全体説明会
6, 7月～	(1) 実践的なケーススタディ教育プログラム実施に向けた事前調整(参加者募集等) (2) 地域企業と協働したオンライン研修プログラム実施に向けた事前調整(地域ハブ団体と連携し案件(参加企業)の準備等) (4) 昨年度事業の成果のフォローアップ
9月～	(1) 実践的なケーススタディ教育プログラム(コミュニティ上での学びあい)実施 (2) 地域企業と協働したオンライン研修プログラム実施に向けた事前調整(プログラム中の伴走支援に向けた地域ハブ団体への研修の実施等)
11月～	(2) オンライン研修プログラム(企業と人材のマッチング)実施
12月～	(5) デジタル人材育成プラットフォームの評価・改善の仕組み構築・自走化に向けた検討
令和6年3月	事業報告書提出

5. 事業全体における留意事項

- ・ 事業の実施に当たっては、以下の事業等における成果・検討等を参考にすることが望ましい。  
○2019年度 成果報告書 Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AIシステム開発促進事業/AI Quest (課題解決型AI人材育成事業)に関する調査事業

<https://seika.nedo.go.jp/pmg/PMG01B/PMG01BG01>

報告書管理番号：20200000000001

○令和元年度戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（中小企業のA I活用促進に関する調査事業）最終報告書（2020年3月27日）

[https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2019FY/000825.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000825.pdf)

○令和2年度中小企業戦略的情報化等委託費（A I人材連携による中小企業課題解決促進事業）報告書

[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/jinzai/AIQuest2020\\_Report.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/AIQuest2020_Report.pdf)

○デジタル時代の人材政策に関する検討会（実践的な学びの場ワーキンググループ）

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/digital\\_jinzai/jissenteki\\_manabi\\_wg/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_jinzai/jissenteki_manabi_wg/index.html)

○令和3年度A I人材連携による中小企業課題解決促進事業（デジタルスキル・レベルに係る指標のあり方に関する調査）

○令和3年度戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（高度デジタル人材による地域中小企業デジタル化支援可能性調査）

○令和3年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（民間企業におけるデジタル人材育成コンテンツ提供及び人材活用状況に係る調査）

○令和3年度補正予算「地域デジタル人材育成・確保推進事業（現場研修プログラム候補の案件組成事業）」

○令和3年度補正予算「地域デジタル人材育成・確保推進事業（現場研修プログラム一覧作成・分析及び地域団体等の能力向上・ネットワーク促進事業）」

○令和4年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成プラットフォーム運営事業）

- ・事業実施に当たっては経済産業省と十分に調整を行い、その指示に従うとともに、事業に必要なK P Iを設定し、進捗状況について定期的な報告を行うこと。定期的な報告の頻度等は経済産業省と協議の上決定すること。

なお、K P Iの例として、以下が考えられる。

○ケーススタディ教育プログラムに参加／修了したデジタル人材数

○コミュニティ形成に係るコスト

○デジタル人材と中小企業等のマッチング数

○マッチングに係るコスト

- ・上記頻度によらず、経済産業省から事業に関する報告や作業要求があった際には、速やかに対応すること。
- ・事業実施に際して、仕様書に定める事項の詳細、仕様書に定めのない事項、その他作業上不明な点については、経済産業省と協議すること。
- ・事業実施内容について、社会情勢の変化等の外的要因により、想定していた事業内容の実施が困難となった場合には、実施可能な方法を経済産業省と改めて協議すること。
- ・事業実施に必要な人員を確保することで、計画通りの日程で実施できるよう努めること。
- ・特に、分析結果については複数人による確認を行なうことができる体制をとること。
- ・必要に応じて、有識者の持つ知見を事業実施に活用できるようにすること。
- ・事業実施に当たって実施した調査については、調査に際して収集した資料が公開できるよう、公開範囲を入手元と可能な限り調整すること。

- ・ 本作業の実施に当たっては、原則として「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」等に記載された事項を遵守すること。また、今後契約期間中に当該文書が改定された場合には、それに従うこととするが、より良い作業の進め方について提案がある場合には、経済産業省に提案、協議の上、当該提案に基づき実施してもよい。
- ・ 本事業の実施に伴い取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令を遵守し、適切に管理すること。

## 6. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記1「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

## 7. 情報管理体制

- (1) 受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）様式1を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。

なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

### （確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- (2) 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) (1) の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

## 8. 納入物

事業成果物について、経済産業省が指示する納入時期に従い、以下の要領で提出すること。

なお、成果物のすべての権利は経済産業省に帰属するものとする。

### ① 委託事業報告書

- ・ 事業で取り組んだ内容（初期仮説、事業中に実施・改善した内容、KPIの進捗を含む）
- ・ ケーススタディ教育プログラムの参加者募集及び選考手法（事業中に検討・整理した参加者があらかじめ身に付けておくべきスキル・マインド等を含む）
- ・ コミュニティにおける学びあい促進手法（活用したオンラインツール、実施イベント等）

- ・協働を進める上での課題や改善内容（より効率的・効果的な事業実施手法の検討結果を含む）
- ・地域ハブ団体の業務の全体管理に関して取り組んだ内容（実施した説明会や研修内容を含む）
- ・協働事例の成果（定量的な数字を含む）

- ② コミュニティ形成マニュアル（概要版および詳細版）
- ③ 自走化の検討をまとめた資料（担い手となり得る候補者リストを含む）
- ④ 広報用の成果物（記事およびリーフレット等）
- ⑤ その他、クリエイティブとして作成したもの

※委託事業報告書の作成方法は、以下のとおりとする。

#### ○事業報告書電子媒体（CD-R） 1式

- ・ 事業報告書、事業で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式1）、二次利用未承諾リスト（様式2）を納入すること。
- ・ 事業報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
- ・ 事業で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入すること。
- ・ 様式1及び様式2はEXCEL形式で納入すること。

#### ○事業報告書等電子媒体（CD-R） 2式（公表用）

- ・ 事業報告書及び様式2（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データを納入すること。
- ・ セキュリティ等の観点から、非公開とするべき部分について、経済産業省と協議の上、削除するなどの適切な処置を講ずること。
- ・ 事業報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、様式2に当該箇所を記述し、提出すること。
- ・ 公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。
  - ◆ 各データのファイル名については、報告書の図表名と整合をとること。
  - ◆ EXCEL等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

※報告書電子媒体の作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。

<https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

## 9. 納入場所

経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課（本館3階西6）

#### 10. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、経済産業省の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

## 情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下 2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

- 2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

- 3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。

なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

- 4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

- 5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

- 7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。
- 8) 受託者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 3 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 9) 受託者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。

なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 11) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記 1) から 10) まで及び 12) から 18) までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1) の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。
- 12) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年 1 回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

- 14) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。

なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

- 15) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。

- 16) 受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。それらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS (SSL) 化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

17) 受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8) に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。

なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（I S M A P）」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

18) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。

なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（G P K I）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定

変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないように、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

- ⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があって当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらが無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。

## 情報取扱者名簿及び情報管理体制図

## ①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

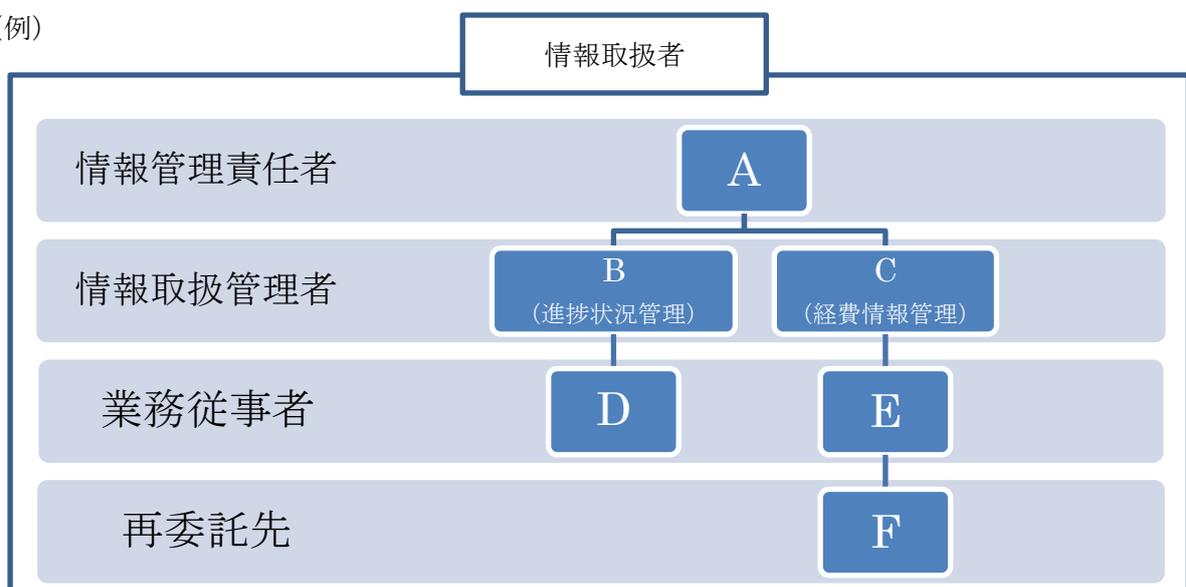
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

## ②情報管理体制図

(例)



**【情報管理体制図に記載すべき事項】**

- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。